

保育所における給食の外部搬入方式について

○ 「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」※1(平成22年3月25日構造改革特別区域推進本部)に基づき、保育所における満3歳以上児に対する食事の提供については、平成22年6月1日より外部搬入方式を採用することを可能とした。【児童福祉施設最低基準第32条の2】

※1 3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、更なる対応力の向上を図るための好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと。

従 来

○ 特区の認定を受けた市町村では、公立保育所の全年齢において外部搬入方式を採用することが可能。

平成22年5月末現在で、91市町村475施設が特区認定(うち3歳以上児のみ:188施設)

	公立	私立
0~5歳	(特区) 外部搬入可能	自園調理

H22. 6. 1より

○ 満3歳以上児については公・私立ともに外部搬入方式を採用することが可能。
○ 満3歳未満児については、公立のみについて、引き続き特区の認定を受けた市町村※2に限り外部搬入方式を採用することが可能。(私立は自園調理)

	公立	私立
3~5歳	特区によらず 外部搬入可能	
0~2歳	(特区) 外部搬入可能	自園調理

※ 満3歳以上児の給食の外部搬入にあたっては、従来の特区認定要件を踏まえ、基準を策定し、質を担保した場合のみ実施できることとする。

(認定要件)

- ・ 調理室として加熱、保存等のための調理機能を有していること。
- ・ 入所児童の発達段階に応じた食事を提供すること。
- ・ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。等

※2 平成22年11月末現在で、62市町村284施設が特区認定されている。(その他、特区認定されているものの、自園調理に変更または廃止したものが10施設ある。)